

加入依頼書提出締切日 3月19日(水)
保険料着金締切日 4月15日(火)

全国公私病院連盟の 病院賠償責任保険等のご案内

2025年4月版
[募集用]

保険期間
2025年4月30日～2026年4月30日

一般社団法人 **全国公私病院連盟**

取扱代理店

株式会社 **公私病連共済会**

医療機関におけるさまざまなリスク

✓医療行為のミスにより患者の身体に障害を与えた。

→病院（診療所・老健施設・介護医療院）が訴えられた。……………「病院賠償責任保険」 2

→医療従事者個人が訴えられた。……………「勤務医師賠償責任保険」 7

……………「看護職賠償責任保険」 10

〈医療従事者個人が訴えられるケース〉……………「医療従事者賠償責任保険」 11

診療対応に関して従来から不満がたまっていた時に、たまたま医療ミスと思わせてしまう事態が発生し、しかも賠償請求額が高額でない場合（高額であれば病院も同時に訴えてくる。）に病院側が使用者責任を主張して「病院が対応する」と申し入れしても、相手が医療従事者個人だけを訴えることに拘れば、病院賠償責任保険では対応できません。

✓施設内でのケガ。

→談話室のイスが壊れているのに気付かずに、入院患者が腰かけ転倒しケガをした。

……………「病院賠償責任保険」 2

→見舞客が階段を踏み外して転倒し重傷を負ったため、見舞金を支払った。

……………「傷害見舞費用担保追加条項」 24

✓予期せぬ死亡事故があり、医療事故調査・支援センターへ報告し、調査を行った。

……………「医療事故調査費用保険」 20

✓訪問看護ステーションの看護師が、看護業務のミスにより患者の身体に障害を与えた。また、業務中に訪問先の家財を壊してしまった。

……………「訪問看護事業者賠償責任保険」 21

✓病院内の端末がコンピューターウイルスに感染し、データベースに登録されている患者の個人情報漏えいした可能性があり一部の患者から損害賠償請求を受けた。

……………「医療機関用サイバー保険」 12

★サイバーリスク簡易診断等の事前対策のための無料サービスや、事故発生時の緊急時サポート総合サービスが受けられます。さらに、業務が停止してしまったことによる喪失利益や業務の継続にかかる費用等の補償もオプションで追加できます。

✓病院が出した医療廃棄物が不法投棄され、除去費用の請求を受けた。

……………「医療廃棄物排出者責任保険」 16

★病院が委託している廃棄物の収集・運搬の業者とは、適切にマニフェストの交換を行っていたとしても、その先の中間処理および最終処分を行う別の業者が不法投棄するケースがあり、病院が除去費用の請求を受けることがあります。

✓検査中に患者から預かっていた眼鏡を破損してしまった。

……………「医療機関受託者賠償責任保険」 17

★病院が「患者からお預かりした物」の損壊は、病院賠償責任保険の対象ではありません。

✓金庫に保管していた現金が盗まれた。

……………「現金総合保険」 18

✓銀行へ行く途中で引ったくりにあい、カバンごと現金を盗まれた。

……………「コーポレートマネーガードPLUS保険」 19

✓病院施設の保育所で、保育士の管理ミスで園児がケガをした。

……………「保育所賠償責任保険」 22

✓園児がすべり台から落ちて骨折した。

……………「保育所傷害保険」 23

病院賠償責任保険等の構成

基本補償

職員の補償

施設の補償

利用者の補償

保育所の補償 乳幼児の補償

病院賠償責任保険（医師特約・医療施設特約）

- 勤務医師賠償責任保険（包括契約・個人契約）
- 看護職賠償責任保険（包括契約）
- 医療従事者賠償責任保険（包括契約）
- 役職員に対する傷害担保追加条項

- 医療事故調査費用保険
- 訪問看護事業者賠償責任保険
- 医療機関用サイバー保険
- 医療廃棄物排出者責任保険
- 医療機関受託者賠償責任保険
- 現金総合保険
- 情報メディア担保追加条項
- 借家人賠償責任担保追加条項（診療所のみ）

- 医療施設利用者の傷害見舞費用担保追加条項

- 保育所賠償責任保険
- 保育所傷害保険

目次

1.	病院賠償責任保険	2
2.	勤務医師賠償責任保険	7
	（A）勤務医師包括契約方式	
	★（B）勤務医師個人加入方式	
3.	看護職賠償責任保険（包括契約方式）	10
4.	医療従事者賠償責任保険（包括契約方式）	11
5.	医療機関用サイバー保険	12
6.	医療廃棄物排出者責任保険	16
7.	医療機関受託者賠償責任保険	17
★8.	現金総合保険	18
★9.	医療事故調査費用保険	20
10.	訪問看護事業者賠償責任保険	21
11.	保育所賠償責任保険	22
	保育所傷害保険	23
12.	病院賠償責任保険 医療施設特約オプション	24
	（a）医療施設利用者の傷害見舞費用担保追加条項	
	（b）役職員に対する傷害担保追加条項	
	（c）情報メディア担保追加条項	
	（d）借家人賠償責任担保追加条項（診療所のみ）	
13.	お申込みについて	27

★印の付いている保険は、単独で加入できます。
（病院賠償責任保険とセットでなくても加入できます。）

1

病院賠償責任保険

〈医師賠償責任保険・病院契約・診療所契約〉

★高額賠償に備え、保険金額が1事故3億円の型が追加されています。

この保険の内容

1. ご加入者

全国公私病院連盟の会員または準会員である病院（診療所・老健施設・介護医療院を含みます。）の開設者となります。

2. 被保険者

＜医師特約条項＞

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

＜医療施設特約条項＞

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

（注）医師・看護師・医療従事者等の個人責任は、この保険では補償されません。別途「勤務医師賠償責任保険」（P7～9）「看護職賠償責任保険」（P10）「医療従事者賠償責任保険」（P11）をご検討ください。

（注）訪問看護ステーション事業を実施されている場合は、別途「訪問看護事業者賠償責任保険」（P21）への加入が必要となります。

3. 保険金をお支払いする場合

次の事故により患者等に損害を与え、病院（または診療所・老健施設・介護医療院等）が法律上の賠償責任を負担した場合、相手方に対し支払わなければならない損害賠償金を保険金としてお支払いします。

法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手方に支払われた賠償金、見舞金等は保険金のお支払いの対象とはなりません。

① 医療上の事故

病院が日本国内で行なった医療行為によって患者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負い、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、保険金支払いの対象となります。

② 建物や設備の使用・管理上の事故、給食等または人格権侵害による事故

- ・病院火災により患者が死亡した！
- ・階段の手すりが壊れて患者がケガをした！
- ・煮沸器の熱湯をこぼし、患者がヤケドをした！
- ・病院の給食で患者が食中毒を起こした！
- ・患者に許可を得ずに学会の資料に病状を掲載し、プライバシー侵害で訴えられた！

など、保険期間中に建物や設備の不完全または使用・管理上のミスによって、患者や見舞客にケガをさせたり、衣服・持物を汚したり、壊したりした事故が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、病院が法律上の賠償責任を負った場合、保険金支払いの対象となります。

4. お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ① 損害賠償金…被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
- ② 争訟費用等…訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
- ③ 被害者に対する応急手当、緊急措置のために要する費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

1. 賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任^(※)
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 記名被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任^(※)

（※）損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

2. 医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

- ② 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することによって加重された責任 など

3. 医療施設特約に関する免責事由

<医療施設業務担保条項>

- ① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④ 航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任(放射線照射は医療放射線を除きます。)

<人格権侵害担保条項>

- ① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

6. 保険金額と保険料

ご契約の型により異なりますので保険料表(P5～6)をご参照ください。

(割増および優良割引対象病院には、この冊子の保険料表は適用されません。別途ご案内しております。)

ベッド数は許可ベッド数によります。ただし、現実にはベッドが撤去され、許可ベッド数より実際にあるベッド数(実在ベッド)が少ない場合は、実在ベッド数によることができます。ただし、その場合は確認資料の提出を求める場合があります。

7. 保険期間

毎年4月30日から1年間。中途でのご加入はいつからでも可能です。

8. 補償対象期間について

① 医療上の事故

この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。

病院賠償責任保険の医師特約は保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いするものですので、保険を継続しない場合や、廃業等により保険を解約した場合に、保険期間終了後に損害賠償請求がなされたケースでは、保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

ただし、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害またはその原因・事由を認識し、認識した日から60日以内に損保ジャパンに書面で通知している場合を除きます。

② 建物や設備の使用・管理上の事故、給食等または人格権侵害による事故

この保険期間内に発生した事故が対象となります。

※争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

◆損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。

◇この保険は、保険金をお支払いした後、医療事故の当事者である医師や看護師等の医療従事者に法律上の損害賠償責任があると判断され、かつその医師等が勤務医賠償責任保険・看護職賠償責任保険等、この保険と同種の保険契約にご加入の場合にかぎり、損保ジャパンはその医師等に対して求償権を行使する場合があります。(賠償責任保険にご加入されている勤務医等に法律上の責任があると判断される場合、医療機関契約でお支払いした保険金のうち責任割合相当分を求償するか、もしくは、医療機関と勤務医等がご加入されている各保険から責任割合に応じて保険金をお支払いします。)



優良割引制度と過去の損害率による割増制度について

【2018年10月改定の内容】

・優良割引制度および損害率対応割増計算規定の改定

成績算定期間における累計支払保険金に、医師特約の支払保険金のみ算入し、2018年10月以降に支払われる医療施設特約の支払保険金は算入しません。また、成績算定期間の累計修正保険料については、2019年度契約分から医療施設特約の保険料は算入しません。

・保険料の改定(優良割引制度および損害率割増の対象保険料の改定)

P4に掲載している1床あたりの保険料は医師特約保険料と医療施設特約保険料の合算で構成されています。2019年度契約より優良割引および割増の保険料は、医師特約部分のみを対象とし、医療施設特約部分は対象としません。(医療施設特約保険料は団体割引のみの適用となります。)

〔毎年契約更改時(4月30日)に見直しを行います。それぞれ対象となる病院につきましては、個別にご案内させていただきます。〕

成績算定期間

契約更改の前々年度末より過去5年間

(例) 2025年4月30日の契約更改の場合

2019年4月1日から2024年3月31日まで

1. 優良割引制度

100床以上の病院(定員数が100名以上の老健施設または介護医療院を含みます。)が対象で、5年間の成績算定期間中の支払保険金がゼロの場合、優良割引(△20%)が適用されます。

2. 過去の損害率による割増制度

— 100床以上の病院(定員数が100名以上の老健施設または介護医療院を含みます。)が対象です。—

〈過去の損害率による割増率テーブル表〉

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{過去5年間の累計お支払保険金}}{\text{過去5年間の累計修正保険料(注)}}$$

(小数点以下切り捨て)

損害率	100床以上	200床以上	300床以上	500床以上
100%以上120%未満	20%	20%	30%	30%
120%以上140%未満	20%	30%	40%	50%
140%以上160%未満	30%	40%	50%	60%
160%以上180%未満	40%	50%	60%	80%
180%以上200%未満	50%	60%	70%	90%
200%以上220%未満	50%	70%	90%	100%
220%以上	別途個別にご案内します			

(注) 5年間に割増引の適用があれば、適用前の保険料に直して合計します。

3. ただし、病床数にかかわらず、算定期間内の事故件数や保険金支払いの金額や回数等に応じて、割増率を個別にご案内させていただく場合がありますのでご了承願います。

事故発生の場合

1. 万一事故が発生した場合、ただちに公私病連共済会もしくは損保ジャパンまでご連絡ください。

損保ジャパンの事故担当者がご相談にのりますので、そのアドバイスにしたがって、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。

※本保険では、損保ジャパンが被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

2. 被害者もしくはその家族をお見舞いし、相手方の主張をよく聞いてください。その際議論はあまりせず、納得のいく解決を期するため専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、法律的な質問が出た場合も安易に回答しないようご注意ください。

3. その結果を損保ジャパン、または公私病連共済会にご連絡いただければ、その事故解決のために最も適切な方法をご連絡するとともに、会員病院と協力して紛争の円満解決に最善をつくします。

4. その医療事故の紛争処理が日医の賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。

5. 損保ジャパンまたは公私病連共済会にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた(または支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご連絡ください。

〈連絡先〉

【北海道・東北・関東・甲信越・北陸(富山県・石川県)・中部地区】

損害保険ジャパン(株) 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
TEL 03-3349-5394

【北陸(福井県)・近畿・中国・四国地区】

損害保険ジャパン(株) 関西火災新種保険金サービス部 医師・専門賠償保証保険金サービス課
TEL 06-4704-2028

【九州地区】

損害保険ジャパン(株) 九州保険金サービス第一部 福岡火災新種保険金サービス課
TEL 092-481-0910

病院賠償責任保険 保険料表

人格権侵害補償（保険金額：1名につき1,000万円／1事故・期間中1億円）が自動セットされています。

- 病院契約の場合（1ベッド（老健施設は収容定員1名）あたりの保険料（単位：円）、団体割引20%適用、一括払） 保険期間：1年間
※介護老人保健施設の定員数は「結核・その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

契約型式				〈S30型〉			〈S20型〉		
				A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	3億円			2億円		
			1年間につき	9億円			6億円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	3億円			2億円		
			1事故につき	60億円	30億円	18億円	40億円	20億円	12億円
		対物	1事故につき	6,000万円	3,000万円	3,000万円	4,000万円	2,000万円	2,000万円
保険料	一般病床	99床以下		19,214	19,134	19,078	16,211	16,147	16,075
		100床以上		23,516	23,436	23,380	19,827	19,763	19,691
		200床以上		31,807	31,727	31,671	26,809	26,745	26,673
		300床以上		32,970	32,890	32,834	27,786	27,722	27,650
		500床以上		34,232	34,152	34,096	28,847	28,783	28,711
	療養病床		15,862	15,782	15,726	13,392	13,328	13,256	
	精神病床		1,590	1,502	1,390	1,346	1,266	1,146	
	結核・その他病床／老健施設		932	908	884	786	766	742	

契約型式				〈S15型〉			〈S10型〉		
				A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	1億5,000万円			1億円		
			1年間につき	4億5,000万円			3億円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	1億5,000万円			1億5,000万円		
			1事故につき	30億円	15億円	9億円	30億円	15億円	9億円
	対物	1事故につき	3,000万円	1,500万円	1,500万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	
保険料	一般病床	99床以下		14,534	14,478	14,414	12,880	12,824	12,760
		100床以上		17,767	17,711	17,647	15,736	15,680	15,616
		200床以上		24,012	23,956	23,892	21,240	21,184	21,120
		300床以上		24,898	24,842	24,778	22,024	21,968	21,904
		500床以上		25,840	25,784	25,720	22,848	22,792	22,728
	療養病床		11,760	11,704	11,640	10,416	10,360	10,296	
	精神病床		1,213	1,133	1,013	1,168	1,088	968	
	結核・その他病床／老健施設		694	678	650	633	617	589	

契約型式				〈100型〉			〈50型〉			〈10型〉		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	1億円			5,000万円			1,000万円		
			1年間につき	3億円			1億5,000万円			3,000万円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	1億円			5,000万円			1,000万円		
			1事故につき	20億円	10億円	6億円	10億円	5億円	3億円	2億円	1億円	6,000万円
			対物	1事故につき	2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円	200万円	100万円
保険料	一般病床		99床以下	12,856	12,800	12,712	10,936	10,840	10,800	6,272	6,216	6,176
			100床以上	15,712	15,656	15,568	13,552	13,456	13,416	8,064	8,008	7,968
			200床以上	21,216	21,160	21,072	17,936	17,840	17,800	8,160	8,104	8,064
			300床以上	22,000	21,944	21,856	18,600	18,504	18,464	8,456	8,400	8,360
			500床以上	22,824	22,768	22,680	19,288	19,192	19,152	8,768	8,712	8,672
	療養病床			10,392	10,336	10,248	8,832	8,736	8,696	5,256	5,200	5,160
	精神病床			1,088	1,016	888	929	785	721	499	419	363
	結核・その他病床／老健施設			617	601	577	518	486	478	257	241	225

割引適用の対象となる病院については、この保険料表は適用されませんのでご注意ください。

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(注)・ベッド数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数によります。ただし、現実にはベッドが撤去され、許可ベッド数より実際にあるベッド数（実在ベッド数）が少ない場合は、実在ベッド数によることができます。ただし、その場合は確認資料の提出を求める場合があります。

- ・ベッド数の一部のみを保険につけることはできません。
- ・なお、ご加入後に増減があった場合はご連絡ください。

1. 病院賠償責任保険



病院賠償責任保険 保険料表 A

保険金額が対人1事故3億円の型の保険料は、別途お問合せください。

人格権侵害補償（保険金額：1名につき1,000万円／1事故・期間中1億円）が自動セットされています。

●診療所契約の場合（1診療所あたりの保険料（単位＝円）、団体割引20%適用、一括払）

保険期間：1年間

契約型式				〈S20型〉			〈S15型〉			〈S10型〉		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	2億円			1億5,000万円			1億円		
			1年間につき	6億円			4億5,000万円			3億円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	2億円			1億5,000万円			1億5,000万円		
			1事故につき	20億円	10億円	4億円	15億円	7億5,000万円	3億円	15億円	7億5,000万円	3億円
保険料	一般診療所	無床	1事故につき	4,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円
			1年間につき	107,480	107,224	107,040	94,056	93,800	93,616	80,760	80,504	80,320
	一般診療所	有床	1事故につき	123,760	123,504	123,320	108,288	108,032	107,848	92,952	92,696	92,512
			1年間につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保険料	歯科診療所	無床	1事故につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1年間につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	歯科診療所	有床	1事故につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1年間につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—

病院賠償責任保険 保険料表 B

人格権侵害補償（保険金額：1名につき1,000万円／1事故・期間中1億円）が自動セットされています。

この保険料表は、個人経営の病院・診療所でその開設者が日医A1会員である場合、および一人医療法人の病院・診療所ですべての医師（常勤・非常勤を問わない）が日医A1会員またはA2会員の場合の補償に対する保険料表であり、医療行為にもとづく事故に対する補償限度額は、契約型式にかかわらず、一律1事故100万円1年間300万円となっております。

●病院契約の場合（1ベッド（老健施設は収容定員1名）あたりの保険料（単位：円）、団体割引20%適用、一括払）

保険期間：1年間

※介護老人保健施設の定員数は「結核・その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

契約型式				〈BS 2型〉			〈BS 0型〉			〈BO 0型〉		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	100万円			100万円			100万円		
			1年間につき	300万円			300万円			300万円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	2億円			1億5,000万円			1億円		
			1事故につき	40億円	20億円	12億円	30億円	15億円	9億円	20億円	10億円	6億円
保険料	一般病床	対物	1事故につき	4,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
			1年間につき	1,872	1,808	1,736	1,848	1,792	1,728	1,824	1,768	1,680
			100床以上	2,336	2,272	2,200	2,312	2,256	2,192	2,288	2,232	2,144
			200床以上	2,856	2,792	2,720	2,832	2,776	2,712	2,808	2,752	2,664
			300床以上	2,856	2,792	2,720	2,832	2,776	2,712	2,808	2,752	2,664
	療養病床	対物	1事故につき	1,728	1,664	1,592	1,704	1,648	1,584	1,680	1,624	1,536
			1年間につき	947	867	747	867	787	667	787	715	587
			100床以上	2,336	2,272	2,200	2,312	2,256	2,192	2,288	2,232	2,144
			200床以上	2,856	2,792	2,720	2,832	2,776	2,712	2,808	2,752	2,664
			300床以上	2,856	2,792	2,720	2,832	2,776	2,712	2,808	2,752	2,664
保険料	結核・その他病床／老健施設	対物	1事故につき	241	221	197	221	205	177	205	189	165
			1年間につき	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			100床以上	2,336	2,272	2,200	2,312	2,256	2,192	2,288	2,232	2,144

●診療所契約の場合（1診療所あたりの保険料（単位＝円）、団体割引20%適用、一括払）

契約型式				〈BS 2型〉			〈BS 0型〉			〈BO 0型〉		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
保険金額	医療行為に もとづく事故	対人	1事故につき	100万円			100万円			100万円		
			1年間につき	300万円			300万円			300万円		
	医療施設の使用 管理上の事故等 および給食等 による事故	対人	1名につき	2億円			1億5,000万円			1億円		
			1事故につき	20億円	10億円	4億円	15億円	7億5,000万円	3億円	10億円	5億円	2億円
保険料	一般診療所	無床	1事故につき	4,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
			1年間につき	7,616	7,360	7,176	7,480	7,224	7,040	7,344	7,080	6,896
	一般診療所	有床	1事故につき	7,616	7,360	7,176	7,480	7,224	7,040	7,344	7,080	6,896
			1年間につき	—	—	—	—	—	—	3,240	3,112	3,024

2

勤務医師賠償責任保険

① 包括
② 個人

〈医師賠償責任保険・勤務医契約〉

病院賠償責任保険の医師特約の被保険者は病院（診療所、老健施設、介護医療院を含みます。）の開設者のみであり、勤務医は被保険者ではありません。そのため、勤務医が負う個人責任を補償する保険として、病院賠償責任保険とは別に、勤務医師賠償責任保険へのご加入をお勧めします。

勤務医個人で加入するタイプと、病院がその病院の勤務医全員（常勤・非常勤を問いません。）を対象として包括的にご契約いただくタイプがあります。

☆刑事弁護士費用担保追加条項が自動セットされています。

勤務医師賠償責任保険の特長

1. この保険は、医療事故による勤務医個人の法律上の賠償責任を補償する保険です。近年、医療事故において、勤務医個人の責任が問われるケースも増えてきております。
2. **団体割引 20% が適用されます**ので、個人でご加入いただくよりもお安くご加入いただけます。

この保険の内容

1. 保険金をお支払いする事故

医師または医師の指揮・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などが、日本国内において行った医療行為によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことによって、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

2. お支払いする保険金の種類

次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。

- (1) 損害賠償金
被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
- (2) 争訟費用等
訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
- (3) 被害者に対する応急手当、緊急措置のために要する費用

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 海外での医療行為
- (2) 被保険者が故意に起こした事故
- (3) 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- (4) 医療の結果を保証することによって加重された責任
- (5) 名誉き損および秘密漏えいに起因する事故 など

4. 保険期間

毎年4月30日から1年間。この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。

◇損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要するケースが多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。

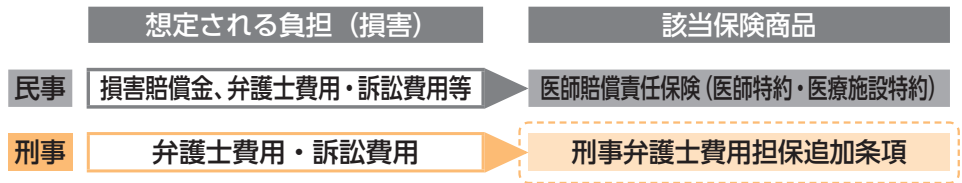
2. 勤務医師賠償責任保険

5. 刑事弁護士費用担保追加条項について

被保険者を個人とする医師賠償責任保険に、追加保険料なしで自動セットします。

◆刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）



◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保 険 金 額	保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数のときは、被保険者ごとに適用するものとします。
保 険 金 払 出 場 合	被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。 a. 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用 b. 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 など
保 険 期 間 と 保 険 金 を お 支 払 い す 場 合 の 関 係	この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1） ② 裁判所が略式命令を発した時（注2） ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3） （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。
保険金をお支払いできない主な場合	1. 次の事由に起因する損害 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。） など

用語の説明	業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
	送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
	刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
	弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
	訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定にしたがって、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

6. 保険料表

① 勤務医師包括契約方式

病院が勤務医全員（常勤・非常勤を問いません。）を対象に包括的に加入する方式です。

なお、病院賠償責任保険の医療行為にもとづく事故（医師特約）の保険金額を上回る保険金額でのお引受けはできません。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

保険期間1年（団体割引20%適用、一括払）

契約型式			1 型	50 型	100 型	150 型	200 型	300 型
保険金額	対人	1 事故につき	100 万円	5,000 万円	1 億円	1 億 5,000 万円	2 億円	3 億円
		1 年間に付き	300 万円	1 億 5,000 万円	3 億円	4 億 5,000 万円	6 億円	9 億円
保 険 料	病院契約 (1病床につき)	一般・療養病床	381 円	3,902 円	4,687 円	5,473 円	6,258 円	7,187 円
		精神病床	94 円	962 円	1,155 円	1,349 円	1,542 円	1,770 円
		結核・その他病床 / 老健施設	132 円	1,349 円	1,620 円	1,892 円	2,163 円	2,485 円
	診療所契約 (1施設あたり)	一般診療所	1,874 円	19,192 円	23,057 円	26,921 円	30,785 円	38,513 円
		歯科診療所	1,015 円	2,000 円	2,523 円	3,046 円	3,568 円	4,613 円

(注1) 勤務医師賠償責任保険（包括契約）は、病院賠償責任保険と同じ割増引率を適用します。病院賠償責任保険で損害率による割増・割引率の適用がある場合は、同じ割増・割引率が適用されますので、対象となる病院は別途ご照会ください。

(注2) 介護老人保健施設の定員数は「結核・その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

- ご加入者…全国公私病院連盟の会員または準会員病院（診療所・老健施設・介護医療院を含みます。）で、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが必要です。
- 補償対象者（被保険者）…医療施設に勤務している医師（非常勤を含みます。）および医療施設に過去に勤務し現在はいない医師。（被保険者のお名前の確認できる名簿の備付が必要です）
- 適用範囲…勤務医療施設の業務として行った医療行為（通常はその医療施設内）だけです。

② 勤務医師個人加入方式

保険期間1年（団体割引20%適用、一括払）

契約型式			1 型	50 型	100 型	150 型	200 型	300 型
補償限度額	対人	1 事故につき	100 万円	5,000 万円	1 億円	1 億 5,000 万円	2 億円	3 億円
		1 年間に付き	300 万円	1 億 5,000 万円	3 億円	4 億 5,000 万円	6 億円	9 億円
保 険 料	医 師		4,000 円	28,700 円	40,660 円	46,110 円	51,570 円	62,400 円
	歯科医師		—	4,290 円	5,410 円	6,530 円	7,650 円	9,890 円

(注) 日本医師会の A 会員の方は、すでに日医保険に加入しているため、「1 型」にしか加入できません。

■ 医療付随業務を補償するオプション【オプション保険料:800円、保険期間1年、団体割引20%適用、一括払】

勤務医契約において、被保険者が医療以外の業務を行うことにより生じた他人の身体の障害または財物の損壊等については、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※適用範囲…その医師の行った日本国内での医療行為以外の業務で、勤務医療施設の内外を問いません。

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1 事故・期間中限度額 1 億円	なし	なし
	受託物に対する損害	1 事故 50 万円	なし	なし
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1 被害者につき 1,000 万円 一連の損害賠償請求について、 かつ保険期間を通じて 1 億円	なし	なし

- ご加入者…全国公私病院連盟の会員または準会員病院（診療所・老健施設・介護医療院を含みます。）に勤務されている医師の方です。
- 別紙「勤務医師賠償責任保険（個人契約型）」パンフレットをご参照ください。

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

3

看護職賠償責任保険

〈包括契約方式〉

- ☆刑事弁護士費用担保追加条項が追加保険料不要で自動セットされます。
- ☆この保険は全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入条件です。
(歯科診療所はご加入いただけません。)

看護職賠償責任保険(包括契約方式)の特長

1. 保険の概要

〈看護業務担保条項〉

この保険は、看護師・准看護師・保健師・助産師の業務に起因して、看護業務の対象者の身体に障害を発生させた場合に、看護師等個人が負う法律上の賠償責任を補償します。

〈刑事弁護士費用担保条項〉

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

2. 被保険者(補償対象者)

この包括契約方式で加入されますと、医療施設に勤務しているすべての看護師・准看護師・保健師・助産師のみならず、過去に勤務し現在はいない看護師・准看護師・保健師・助産師も対象となります。

(注1) 一部の方だけを対象とすることはできません。

(注2) 加入者名簿を作成・保管してください。ただし、名簿の提出は不要です。

(注3) 保険金額等「保険条件」はすべての看護職とも同一条件となります。

この保険の内容

1. 保険金をお支払いする場合

次のような損害保険金や諸費用をお支払いします。

看護職の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して看護業務の対象者の身体に障害を与え、看護職個人に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合の損害を補償します。

- (例) ・誤った薬を点滴し、患者に身体障害を負わせた。
- ・ベッドから車イスに移す際、誤って転倒させ骨折させた。 など

2. お支払いする保険金の範囲

〈看護業務担保条項〉

- (1) 損害賠償金 …… 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 など
- (2) 争訟費用等 …… 弁護士費用、訴訟費用、和解や調停に要する費用(損保ジャパンの事前の承認が必要です。) など

〈刑事弁護士費用担保条項〉

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

3. 保険金をお支払いできない主な場合

〈看護業務担保条項〉

- ・被保険者(補償対象者)の故意による事故
- ・「保健師助産師看護師法」の規定に違反する行為
- ・所有、使用または管理する財物(受託管理物を含みます。)に対する賠償責任
患者自身が管理している財物に損害を与えた場合は、病院賠償責任保険でカバーされます。
患者の財物を病院側が管理中に損害を与えた場合は、後記記載の「医療機関受託者賠償責任保険」でカバーします。
- ・海外での看護業務による事故 など

〈刑事弁護士費用担保条項〉

- ・次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ・次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 など

4. 保険金額と保険料

保険期間1年(団体割引20%適用、一括払)

契約の型		K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8
保険金額	1事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	2億円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1億5,000万円	2億1,000万円	3億円	6億円
保険料	病院	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,154円	1,267円	1,392円
	1病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円	8円	10円
	につき	2円	5円	7円	10円	11円	12円	13円	14円
	一般診療所	1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	6,990円	7,680円	8,440円

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。
- 刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

4

医療従事者賠償責任保険

〈 包 括 契 約 方 式 〉

- ☆刑事弁護士費用担保追加条項が追加保険料不要で自動セットされます。
- ☆この保険は全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

医療従事者賠償責任保険（包括契約方式）の特長

1. 保険の概要

〈医療業務担保条項〉

この保険は、医療従事者（下記被保険者）の業務に起因して、医療業務の対象者の身体に障害を発生させた場合に、医療従事者個人が負う法律上の賠償責任を補償します。

〈刑事弁護士費用担保条項〉

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

2. 被保険者（補償対象者）

理学療法士・臨床工学技士・診療放射線技師（診療エックス線技師）・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士・救急救命士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士

この包括契約方式で加入されますと、当該医療施設に勤務するすべての医療従事者（過去に勤務していた方も含みます。）が補償対象者となります。

（注1） 一部の方だけを対象とすることはできません。

（注2） 加入者名簿を作成・保管してください。ただし、名簿の提出は不要です。

（注3） はり・きゅう・あんまマッサージ師、柔道整復師など上記以外の方は対象になりません。

3. 対象となる業務

本保険で対象となる業務は、それぞれの職種の業務を定めた法令（下表）に基づきます。

職 種	法 令	職 種	法 令
診療放射線技師	診療放射線技師法	薬剤師	薬剤師法
臨床検査技師・衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律	管理栄養士	栄養士法
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	歯科衛生士	歯科衛生士法
視能訓練士	視能訓練士法	歯科技工士	歯科技工士法
言語聴覚士	言語聴覚士法	精神保健福祉士	精神保健福祉士法
臨床工学技士	臨床工学技士法	社会福祉士・介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
義肢装具士	義肢装具士法	救急救命士	救急救命士法

こ の 保 険 の 内 容

1. 保険金をお支払いする事故

医療従事者の業務に起因して、医療業務の対象者の身体に障害を与え、保険期間中に対象者の方またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合で、医療従事者個人が法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償します。

2. お支払いする保険金の範囲

〈医療業務担保条項〉

（1）損害賠償金 … 被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 など

（2）争訟費用等 … 弁護士費用、訴訟費用、和解や調停に要する費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。） など

〈刑事弁護士費用担保条項〉

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

3. 保険金をお支払いできない主な場合

〈医療業務担保条項〉

- ・被保険者（補償対象者）の故意による事故
- ・上記法令の規定に違反して行った業務
- ・所有、使用または管理する財物（受託管理物を含みます。）に対する賠償責任
- ・海外での業務による事故 など

〈刑事弁護士費用担保条項〉

- ・次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象
- ・次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 など

4. 保険金額と保険料

保険期間 1 年（団体割引 20% 適用、一括払）

契約の型		J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8
保険金額	1 事故	100 万円	500 万円	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	7,000 万円	1 億円	2 億円
	期間中	300 万円	1,500 万円	3,000 万円	9,000 万円	1億5,000万円	2億1,000万円	3 億円	6 億円
保 険 料	病院								
	1 病床	37 円	89 円	125 円	190 円	210 円	226 円	247 円	339 円
	につき								
	精神病床	4 円	10 円	13 円	20 円	22 円	24 円	26 円	37 円
診療所契約	結核・その他病床/老健施設	6 円	14 円	20 円	30 円	34 円	36 円	39 円	55 円
	一般診療所	62 円	150 円	211 円	322 円	358 円	382 円	419 円	560 円
(1施設あたり)	歯科診療所	286 円	703 円	990 円	1,511 円	1,680 円	1,798 円	1,967 円	2,630 円

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。
- 刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1 事故・保険期間中 500 万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

5

医療機関用サイバー保険

☆この保険は、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入の条件です。

医療機関用サイバー保険の特長

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加えクレジットカード等の金融情報の存在など、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられ、特に健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や変更が困難な個人情報は継続利用が可能のため狙われやすく、医療機関においては安全かつ安定したシステム・ネットワークの管理・提供や情報セキュリティの確保が求められております。他方、ウィルスやハッキングによるサイバー攻撃により電子データの損壊や情報漏えいに関する被害、システム・ネットワークの不具合による経済的損失は拡大しており、情報システム・ネットワークに関するリスクマネジメントの重要性が高まっています。

この保険は、サイバーリスクに起因する事故によって生じる賠償責任・事故発生時の各種対応費用・自院の利益損失を包括して補償します。また、付帯サービスとして緊急時における総合的なサポートを受けられます。

◆従来の医療機関用個人情報漏えい保険とほぼ同じ補償の「情報漏えい限定プラン」をお選びいただくこともできます。

	オールリスクプラン	情報漏えい限定プラン
電子カルテサーバーへの不正アクセスのおそれ判明	左記による データ漏えい や それによる賠償責任負担のおそれ がなくても… - 原因究明費用 - 被害調査費用 - 被害を受けた方への見舞品購入用 - 再発防止策の実施費用 等 を包括的にお支払いします。	左記による賠償責任を負担すべき、 データ漏えい または そのおそれが生じた場合 に… - 被害を受けた方への見舞品購入費用 - 第三者コンサルティング費用 等 をお支払いします。
事故発生時のサービス	緊急時サポート総合サービス付き ※詳細はパンフレット P.14 をご覧ください。	緊急時サポート総合サービス無し

医療機関用サイバー保険とは…

不正アクセス等サイバー攻撃によるデータ流出等、**医療機関の責任に基づかない被害**に対しても、補償を包括的にカバーできる保険です。

1. 保険金をお支払いする場合とお支払する保険金の種類

① 損害賠償金等

業務を遂行するのにあたり、以下に掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、病院（老健施設・介護医療院・診療所）の開設者が負担する損害賠償金、争訟費用等

- 情報の漏えいまたはそのおそれ
- デジタルコンテンツ不当事由
- 被保険者システムに対するサイバー攻撃
- 上記以外の IT ユーザー業務または IT サービスの業務の遂行にあたり生じた偶然な事由

② 費用

a) 事故対応特別費用

上記①に記載の事由の内、情報の漏えいまたはそのおそれ以外の偶然な事由に起因する事故が起きたことにより、支払対象となる損害が発生するおそれのあることを知った場合に、その事故に対応するために医療機関（被保険者）が支出した次の費用

- 事故対応関連費用
- 再発防止実施費用
- データ復旧費用
- 被保険者システム修復費用
- 法人謝罪対応費用等

b) サイバー攻撃対応費用

サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、その有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等

c) 情報漏えい対応費用

情報の漏えいまたはおそれが生じたことにより、その事故に対応するために医療機関（被保険者）が支出した事故対応費用・見舞費用等

d) 法令等対応費用

事故を医療機関（被保険者）が保険期間中に発見したことにより、規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを知った場合の調査・訴追対応費用や公的機関への報告にかかる費用等

③ 喪失利益・営業継続費用(任意セット)

上記①で対象とする事故に起因する営業阻害事故（ネットワークを構成する IT 機器等が機能停止すること等）によって生じた利益損害と収益減少防止費用、および営業継続費用

2. 保険金をお支払いできない主な場合

【損害賠償部分】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
 - ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
 - ④ 他人の身体障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
 - ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
 - ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
 - ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
 - ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
 - ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
 - ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
 - ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの
- ※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

【利益損害・営業継続費用部分】

- ① 保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 記名被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故
ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後 10 日以内に生じた対象事故

など

3. 「医療機関用サイバー保険」の引受タイプ

- ・医療機関用サイバー保険では、サイバーセキュリティに関する全てのリスクを担保する【オールリスクプラン】と情報漏えいに関するリスクのみ担保する【情報漏えい限定プラン】の2つを用意しています。

【オールリスクプラン】

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ IT ユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

【情報漏えい限定プラン】

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ

5. 医療機関用サイバー保険



4. 医療機関用サイバー保険の加入タイプ

- ・下記プラン以外の保険金額をご要望の場合は、公私病連共済会（03-5830-6193）まで、お問い合わせください。

【オールリスクプラン】

型コード		S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7
保険金額	①損害賠償	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	2 億円	1 億円	2 億円
	②事故対応特別費用	100 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	3,000 万円

型コード		T1	T2	T3	T4	T5	T6	T7
保険金額	①損害賠償	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	2 億円	1 億円	2 億円
	②事故対応特別費用	100 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	3,000 万円
	③喪失利益	500 万円	1,500 万円	2,500 万円	5,000 万円	1 億円	5,000 万円	1 億円
	④営業継続費用	500 万円	1,500 万円	2,500 万円	5,000 万円	1 億円	5,000 万円	1 億円

・自己負担額は①、②についてはなし、③、④については1事故30万円となります。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、費用損害の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※縮小支払割合は100%とします。

【情報漏えい限定プラン】

型コード		P1	P2	P3	P4	P5	R1	R2
保険金額	①損害賠償	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	2 億円	1 億円	2 億円
	②事故対応特別費用	100 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	3,000 万円

型コード		Q1	Q2	Q3	Q4	Q5
保険金額	①損害賠償	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円	1 億円	2 億円
	②事故対応特別費用	50 万円	150 万円	250 万円	500 万円	1,000 万円

・自己負担額は①、②ともになしとなります。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、費用損害の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※縮小支払割合は100%とします。

5. 告知書割増引

加入申し込みの際には、「告知事項申告書」をご提出いただきます。

前年度ご加入の施設も再度ご提出いただきます。告知内容によって、団体割引20%のほかに、+30%～▲30%の告知書割増引が適用されます。

6. 保険料

保険料は病床数および告知内容に基づいて算出します。

（老健施設の場合は病床数を収容定員数と読み替えて算出します。）

【保険料例】＜保険期間1年、団体割引20%適用、告知書割引15%の場合＞

＜病院＞

一般病床数200床	・オールリスクプラン	加入プランS4の場合	…	年間保険料	382,500円
	・情報漏えい限定プラン	加入プランP4の場合	…	年間保険料	264,730円

＜老健施設＞

収容定員数100名	・オールリスクプラン	加入プランS4の場合	…	年間保険料	140,780円
	・情報漏えい限定プラン	加入プランP4の場合	…	年間保険料	109,960円

＜診療所＞ 診療所についても告知内容により告知書割増引の適用があります。

一般診療所	・オールリスクプラン	加入プランS4の場合	…	年間保険料	52,770円
	・情報漏えい限定プラン	加入プランP4の場合	…	年間保険料	36,720円

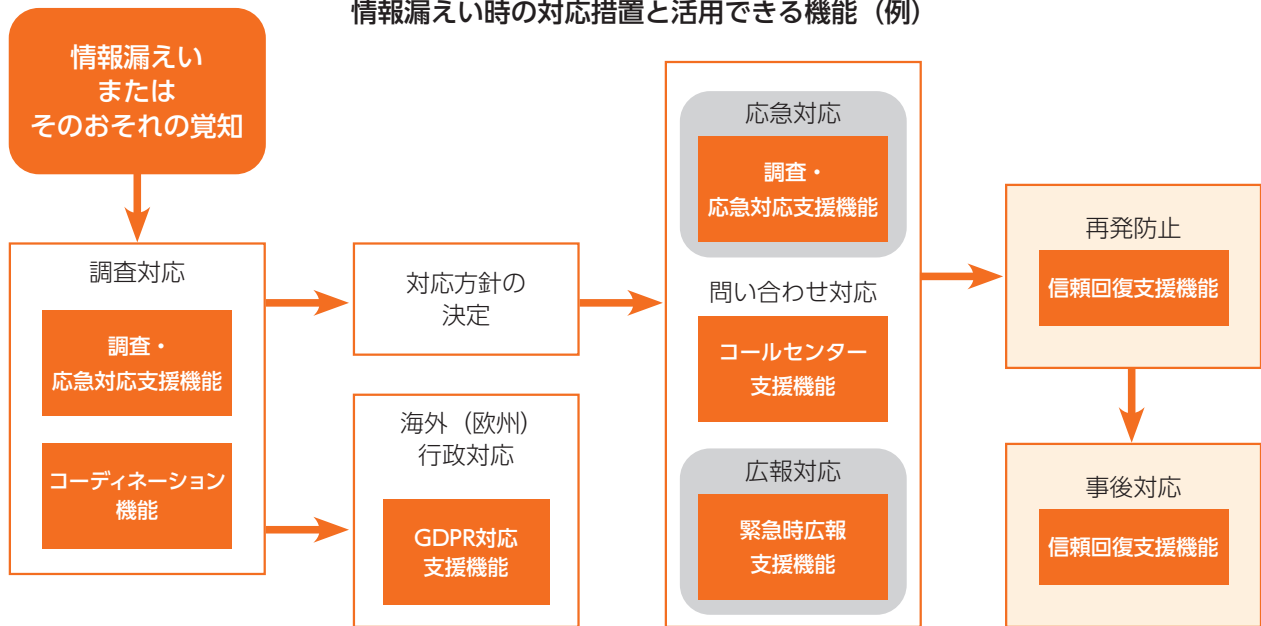
7. 付帯サービスについて

事故発生時のサービス（緊急時サポート総合サービス）

「医療機関用サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント（株）を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。

（ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎりです。）

情報漏えい時の対応措置と活用できる機能（例）



サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概 要	費 用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
②情報漏えい事故対応力診断レポートサービス	サイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
③ ISO27001 (ISMS) 認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格である ISO27001 (ISMS) の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④情報セキュリティ事故に係る教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。 その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	有料
⑤サイバー攻撃を想定した訓練・研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実行性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標的型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	有料

8. お見積りについて

「告知事項申告書」を FAX 送信してください。保険料のお見積りをご案内します。お申込時に「告知事項申告書」をご提出いただきます。

詳細は、(株) 公私病連共済会（TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194）までお問い合わせください。

（ご注意）

- 医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っている医療施設で、ご契約医療施設外に事務所が存在する場合は、加入申込みの際に、その付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただければ、割増保険料なしで本契約の対象業務に含めることができます。
なお、付帯業務をご契約医療施設内でやっている場合は、ご申告不要です。
- 複数の医療施設または介護施設間で、電子カルテ等を用いて個人情報を利用しており、その医療施設・介護施設すべてのご契約をいただいていない場合は、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときに、保険金をお支払いできませんので、ご承知ください。

6

医療廃棄物排出者責任保険

☆この保険は、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入の条件です。

医療廃棄物排出者責任保険の特長

医療施設が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）・国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令（注1）・除去費用の求償（注2）を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用などの法律上の賠償責任を補償する保険です。

なお、国内に不法投棄された場合で、①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること、②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること、③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること、の3条件をすべて満たす場合は、実際に措置命令（注1）・除去費用の求償（注2）を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いします。

（注1）措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または、排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

（注2）除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去し、その費用の負担を排出者等に命じるところをいいます。

この保険の内容

1. お支払いする保険金の範囲

（1）お支払いの対象となる損害

- ① 廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ② 投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③ 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

（注）①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

（2）お支払いする保険金

（上記①～③の合計額）× 90% となります。（縮小てん補）（自己負担額なし）

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識して処理を委託した廃棄物による事故の場合
- ・被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ・被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ・被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ・不動産価格の下落・廃棄物処理業者の身体障害・財物破損 など

※ご注意

- ① 自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパンにただちに通知する必要があります。
- ② 損保ジャパンがマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。上記が遵守されない場合、保険金が支払われないことがあります。

3. 保険金額と保険料

保険期間 1 年（団体割引 20% 適用、一括払）

契約の型				Y1 型	Y2 型	Y3 型
保険金額（1 事故・期間中）				5,000 万円	1 億円	3 億円
損害てん補割合				90%		
保険料	病院 1 病床につき	精神病床以外		904 円	992 円	1,128 円
		精神病床		240 円	264 円	304 円
	老健施設		収容定員 1 人につき	904 円	992 円	1,128 円
	診療所 1 施設あたり	一般 診療所	有 床	10,030 円	10,990 円	12,530 円
			無 床	7,320 円	8,020 円	9,140 円
		歯科診療所		4,540 円	4,980 円	5,670 円

（注）病院・老健施設は、病床数（定員数）を乗じた後に、1 円位を四捨五入し、10 円単位にします。

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。



医療機関受託者賠償責任保険

☆この保険は、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入の条件です。

この保険の内容

1. 保険金をお支払いする事故

この保険は、病院（診療所・老健施設・介護医療院）が患者からお預かりした受託物（身の回りの物）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意などで患者に返還できなくなった場合の法律上の賠償責任を補償します。

（注）病院賠償責任保険との関係

病院賠償責任保険では、病院が「患者からお預りした財物（身の回りの物）」の損壊については、支払いの対象としていません。

医療機関受託者賠償責任保険は、このリスクを補償します。

2. お支払いする保険金の範囲

（1）預け主（患者）に支払うべき法律上の損害賠償金

① 受託物の修理費

② 再調達費用（同等の物を新たに購入するのに必要な費用）

ただし、修理費および再調達費用は、その受託物の時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額）を超えないものとします。

（2）争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者の故意による損害
- ・現金、宝石、貴金属、美術品、有価証券などの損害
- ・屋根、とい、扉、窓または通風筒から入った雨・雪などによる損害
- ・受託物を返還してから30日以上たってから発見された損害
- ・紛失 など

4. 保険金額と保険料

病院・老健施設・介護医療院は、病床数（定員数）によって、保険金額・保険料が異なります。

保険期間1年（団体割引20%適用、一括払）

		契約の型	保険金額 (1事故・期間中)	自己負担額	保険料
病院 老健施設	99床以下	x2	100万円	5,000円 (1事故につき)	9,200円
	100～199床	x3	100万円		13,120円
	200～299床	x4	200万円		36,160円
	300～499床	x5	200万円		37,600円
	500床以上	x6	300万円		58,560円
診療所（歯科診療所を含みます。）		x1	50万円		4,620円

- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

8

現金総合保険

〈動産総合保険〉〈コーポレートマネーガードPLUS保険〉

現金総合保険の特長

この保険は、医療施設（病院、診療所、老健施設）建物内に保管中や、医療施設と金融機関との間の運送中の現金（貨幣・紙幣）、小切手、手形等が盗難・火災等の偶然な事故によって生じた損害を補償します。

加入コースは以下の2つです。

①「保管中のみ」補償

.....**動産総合保険**

②「保管中+運送中」補償

...**コーポレートマネーガードPLUS保険**

〈2つのコースの比較〉

（注）後記の即時払制度をご参照ください。

加入コース		①保管中のみ	②保管中+運送中
主な補償損害	保管中		
	病院内・事務所等	○	○
	駐車場の精算機・両替機等	X	○
	運送中	X	○
	火災・爆発	○	○
	盗難・強盗	○	○
	風水災	△（水災は補償対象外）	○
	置き忘れ	X	△（運送中のみ補償）
	貨紙幣・小切手類	○	○
	有価証券	△（手形は補償）	○
対象	貨紙幣の偽変造リスク	X	○
	ファイナンス機能（注）	X	○
	保険金額の自動復元	○	○
	保険金の支払い	比例てん補払い	実損払い
	自己負担額	10,000円（全損・火災等を除きます）	なし

この保険の内容

①「保管中のみ」補償

1. 保険の対象

医療施設の所有する現金（貨幣・紙幣）ならびに小切手・手形

（注）株券、債券、商品券等は対象になりません。

2. 補償の範囲

医療施設建物内に保管中のみ

（事務所の金庫内、診療費支払機内、両替機内等）

3. 保険金をお支払いする主な場合

この保険では、保管中の現金、小切手、手形に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害に対して保険金がお支払われます。

（例）・金庫に保管していた現金が強盗に盗まれた ・火災により現金が消失した

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・地震・噴火・台風・洪水・戦争・暴動・騒じょうなどの天災・事変による損害
- ・保険契約者・被保険者およびその使用人の故意または重大な過失による損害
- ・紛失・置き忘れ、詐欺・横領、公共機関の差し押さえによる損害
- ・計算違いや不突合いによる損害 など

5. 保険金のお支払方法

保管中の現金、小切手、手形について損害が生じた場合は、保険金額を限度として右の算式により算出された損害保険金をお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \frac{(\text{損害額} - 10,000 \text{円 (注)})}{\text{自己負担額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

（注）全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による場合は自己負担額の10,000円は控除しません。

6. 保険金額と保険料

保険金額は各保管場所における予想最高保管金額を合算して設定してください。

予想最高保管金額が保険金額（補償額）を上回ることをのしないよう保険金額を設定してください。

（予想最高保管金額 ≤ 保険金額）

（注1）保険料は保険金額に比例します。（100万円単位で、上記以外の保険金額にも加入できます。）

（注2）保険金額は1事故の限度額です。（1事故の保険金額は自動復元します。）

（注3）1事故につき10,000円が自己負担額（免責金額）になります。（ただし、全損および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は、自己負担額はありません。）

（保険期間1年）

保険金額	年間保険料
100万円	5,500円
200万円	11,000円
300万円	16,500円
500万円	27,500円
1,000万円	55,000円
1,500万円	82,500円

②「保管中+運送中」補償

1. 保険の対象および補償の範囲

病院業務にかかわる保管・運送中の貨紙幣・小切手（貨紙幣類）、有価証券

「保管中とは」…………… 院内内事務所、駐車場の精算機、両替機 など

「運送中とは」…………… 日本国内各地相互間。ただし運送方法は、書留郵便、携行便、護送便、自動車貴重品扱便、鉄道貴重品扱便、航空機貴重品扱便にかぎります。

※以下のものは対象となりません。

新株券、家計用の貨紙幣類・有価証券、第三者から受託した貨紙幣類・有価証券、電子マネーおよび類似のもの、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、仮想通貨等

2. 保険金をお支払いする主な場合

保険の対象物に発生したほとんどすべての偶然な事故が対象となります。主なものは以下のとおりです。

- ・火災、爆発による焼失、消失、風水災
- ・金庫破り、ひったくり、強盗、盗難
- ・自動車、鉄道、カーフェリー、航空機などの衝突・転覆・墜落
- ・現金の偽造または変造（保険金額の10%または300万円のいずれか低い額が限度 ※1事故、保険期間通算）

上記の結果、契約者により合理的に支払われた公示催告・除権判決・再発行に係わる費用、異議申立提供金に相当する金額および拾得者への報労金 など

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意、重大な過失
- ・戦争、暴動、ストライキ、公権力による処分
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災など
- ・保管中に生じた紛失、その他原因不明の数量不足（外部からの侵入の形跡があきらかでない場合の損害もお支払いできません。）
- ・10人以上の群集・集団の全部または一部による暴行など
- ・使用人（従業員、アルバイト等）の故意、重過失、横領
- ・小切手、有価証券の偽造または変造・勘定間違い、支払の過誤または受取不足などの出納過誤による損害
- ・取引相手による詐欺・恐喝・身代金の支払い・コンピュータ犯罪 など

4. 帳簿の備付けに関して

保険期間中の個々の輸送について、次の項目が記載された帳簿またはこれに代わるべき書類の閲覧をお願いする場合があります。これらの書類を閲覧できない場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。

- (1) 有価証券・貨紙幣類の種類 (2) 数量 (3) 価額 (4) 発送地
(5) 輸送過程 (6) 出向地 (7) 輸送用器具名 (8) 発送日

5. 保険金のお支払方法

損害保険金 = 損害額（1事故支払限度上限）

1事故支払限度を上限に実際の損害額を保険金としてお支払いします。

※自己負担額ははありません。コーポレートマネーガード
保険第7条に規定された保険価額に基づきます。

手形・株券などの有価証券の事故の場合、公示催告等の約款上定められている諸手続きをしていただくと、即時払いとして支払限度額の10%を限度に保険金をお支払いします。この即時払制度を利用することにより、事故の際に緊急に資金手当をする必要がなくなり、金利負担を軽減することができます。

○即時払制度とは……

手形、株券または小切手などに保険事故が発生した際、公示催告^(注1)または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、一定期間を要する除権決定^(注2)による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

(注1) 公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公告することをいいます。

(注2) 除権決定とは、一定期間公示した後、取得者が現れなければ、喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

●保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

6. 保険金額と保険料

支払限度額は予想最高保管額または1回あたりの予想最高運送額のうち高い方を目安に設定してください。

(保険期間1年)

保険金額	年間保険料				
	診療所(～19床)	20～99床	100～299床	300～499床	500床以上
100万円	16,000円	16,800円	18,000円	21,600円	28,000円
200万円	20,000円	24,000円	32,000円	36,000円	40,000円
300万円	24,000円	32,000円	36,000円	40,000円	56,000円
500万円	28,000円	40,000円	56,000円	80,000円	92,000円
1,000万円	—	80,000円	120,000円	160,000円	184,000円

(注)

1. 保険料は左記パターンの中からお選びください。
2. 1事故の保険金額です。(1事故の保険金額は自動復元します。)
3. 自己負担額(免責金額)はありません。

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は病院のベッド数とみなします。

9

医療事故調査費用保険

医療事故調査費用保険の特長

- 医療事故調査制度は、2014年6月18日に成立した、医療法の改正に盛り込まれた制度で、制度施行は2015年10月1日です。
- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保するものです。
- 対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって、医療機関の管理者がその死亡または死産を予期しなかったものです。
- 医療事故調査制度に則って第三者機関（医療事故調査・支援センター）に事故発生の報告が受領され、医療事故調査制度で義務付けられる「院内事故調査」を実行することによって発生する費用を補償します。

この保険の内容

1. ご加入者

- 医療施設の開設者（個人立、法人立を問いません。）

2. 被保険者（補償対象者）

- 全国公私病院連盟の会員
- 全国公私病院連盟の会員が理事となっている医療法人または管理者となっている医療施設
※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。

3. お支払いする保険金

- 解剖・Ai(※1)の実施に関する費用（注）遺体の保管および搬送費用を含みます
- 院内調査委員会に招聘（しょうへい）する有識者（外部委員）に係る交通費・謝金
- 医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用（20万円限度）
- （1）から（3）のほか、医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。
- （1）から（4）のほか、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用（※2）
（※1）Aiとは、Autopsy imagingの略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器に用いた死因究明システムです。
（※2）委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、保険会社が妥当と認めるものにかぎります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。
- 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害 など

5. 保険金額と保険料（保険期間1年、一括払）

【病 院】

保険金額 1事故・期間中 限度額	保険料（1病床あたり）					
	一般病床					療養病床 その他病床 (精神病床含む)
	99床以下	100床~199床	200床~299床	300床~499床	500床以上	
500万円プラン	1,000円	1,200円	1,600円	1,700円	1,800円	800円
1,000万円プラン	1,100円	1,400円	1,800円	1,900円	2,000円	900円

【診療所】

保険金額 1事故・期間中 限度額	保険料（1病床あたり）	
	無床診療所	有床診療所
500万円プラン	4,000円	12,000円
1,000万円プラン	4,500円	14,000円

6. 用語の説明

用 語	用語の定義
【医療事故】	医療法第6条の10第1項に規定する医療事故をいいます。
【医療事故調査】	医療法第6条の10または11に基づき、医療事故が発生した場合に行う調査、報告または説明をいいます。
【院内事故調査】	医療事故が発生した医療施設にて行う医療事故調査をいいます。
【病院等】	保険証券に記載された病院、または助産所をいいます。
【医療事故調査等支援団体】	医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体をいいます。
【医療事故調査・支援センター】	医療法第6条の15第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から指定を受けたものをいいます。
【被保険者】	保険証券の被保険者欄に記載された者。医療事故が発生した病院等の管理者。

●病院の保険料計算方法

$$\text{保険料} = \text{病床区分ごとの保険料単価} \times \text{病床数}$$

複数の病床区分がある場合は病床区分ごとに算出して合算したものが最終的な保険料となります。

※無床診療所・有床診療所・合計199床以下の病院に関しては、日本医師会A1会員が開設者・管理者ではない場合のみご加入できます。

10

訪問看護事業者賠償責任保険

☆この保険は、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入の条件です。

この保険の内容

1. 保険金をお支払いする場合

被保険者である訪問看護事業者またはその業務に従事する使用人による訪問看護業務の遂行に起因して他人の身体障害や財物の損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

- ① 業務遂行中の事故
- ② 施設の所有・使用・管理に起因する事故
- ③ 生産物や業務の結果に起因する事故
- ④ 人格権の侵害と宣伝障害
- ⑤ 管理している利用者の財物に関する事故
- ⑥ 預かった現金に対する事故（ただし、紛失は対象外）

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と他人の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 石綿または石綿含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑦ 特定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因して負担する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、自動車または施設外における舟、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ⑨ 訪問看護業務以外の業務に起因する事故
- ⑩ 施設の新設・改築等の工事に起因する損害賠償責任 など

3. お支払いする主な保険金

- ① 法律上の損害賠償金
 - 身体賠償事故の場合 … 治療費、休業損失、慰謝料など
 - 財物賠償事故の場合 … 修理費、再調達に要する費用など（注）

（注）修理費、および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ② 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）

※ 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象とはなりません。また損害賠償金は保険金額（お支払いする保険金を限度額）の範囲内でお支払いします。

4. 保険金額と保険料

（保険期間1年）

補償内容	保険金額		自己負担額（免責金額）
身体・財物 共通	1 事故／期間中	1 億円	なし
受託物	1 事故／期間中	150万円	
受託物のうち現金等貴重品（紛失免責）	1 事故／期間中	15 万円／ 150 万円	
人格権侵害	1 名／ 1 事故／期間中	500 万円	
事故対応特別費用	1 事故／期間中	1,000 万円	
被害者対応費用	1 名／期間中	2 万円／ 1,000 万円	
第三者医療費用	1 名／期間中	50 万円／ 1,000 万円	
年間保険料		20,000 円（1 事業所）	

11-1

保 育 所 賠 償 責 任 保 険

〈幼稚園賠償責任保険・保育所契約〉

11-2

保 育 所 傷 害 保 険

〈傷害総合保険〉

☆これらの保険は、全国公私病院連盟の病院賠償責任保険に加入していることが加入の条件です。

こ の 保 険 の 内 容

保育所賠償責任保険

1. 保険金をお支払いする事故

施設の欠陥もしくは従業員のミス、または給食の事故等により、園児・外来者等の第三者の身体に障害を与えたり、第三者の財物に損害を与えた場合に、被保険者（保育所）が負う法律上の賠償責任を補償します。

- （例）
- ・保育所の手すりが壊れて、園児が2階から落ちケガをした。
 - ・保育士の管理ミスにより園児にケガをさせた。
 - ・便所、洗面所の消毒不十分により、園児に伝染病が発生した。
 - ・火災の発生により、園児が死傷した。
 - ・給食により食中毒が発生した。
 - ・父母参観日に来た親が、施設の欠陥によりケガをした。

2. お支払いする保険金の範囲

（1）法律上の損害賠償金

- ① 身体賠償事故の場合 … 治療費、休業損失、慰謝料 など
- ② 財物賠償事故の場合 … 修理費、再調達費（※）

（2）弁護士報酬等の訴訟費用（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

（3）被害者に対する応急手当、緊急に要するための費用

（※）ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保育所側（被保険者）に賠償責任が発生しない事故
- ・保育所（被保険者）の故意によって生じた賠償事故
- ・施設の修理・改築などの工事に起因する事故
- ・園児からの預り物の盗難、破損、紛失
- ・戦争・地震・変乱等による事故
- ・従業員が就業中に被った身体障害
- ・自動車の所有・使用・管理に起因する賠償事故 など

4. 保険金額と保険料

保険期間1年

区 分			契約の型	A 型	B 型	C 型
保 険 金 額	身体賠償	1名につき		1,000万円	3,000万円	5,000万円
		1事故につき（注1）		1億円	3億円	5億円
	財物賠償	1事故につき（注1）		100万円	300万円	500万円
	自己負担額	1事故につき		1,000円		
定員1名あたりの年間保険料				200円	280円	330円

（注1）生産物賠償（食中毒等）の年間限度額は、1事故についての限度額と同額になります。

保育所傷害保険（傷害総合保険）

1. この保険は、保育所側の賠償責任の有無にかかわらず乳幼児が保育所の管理下中（保育所内外を問いません。）に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対して補償する保険です。

※ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

2. お支払いする保険金の主な内容と、保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	お支払いする保険金の主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^{（注1）} を除きます。）、核燃料物質などによるもの
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（180日限度）	⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（注2）} のないもの
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎり、なお1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）次の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

3. 保険金額と保険料（1名あたり）

保険期間1年 職種級別A級 一時払（団体割引5%適用）

契約型式	死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金（1日あたり）	手術保険金	通院保険金（1日あたり）	保険料（乳幼児1名につき）
A型	100万円	程度により 4万～100万円	1,500円	入院中の手術： 入院保険金日額の10倍	1,000円	5,890円
B型	—	—	1,500円	外来の手術： 入院保険金日額の5倍	1,000円	4,620円

- ・入院保険金支払限度日数変更特約（180日）、管理下中の傷害危険補償特約、準記名式契約特約（一部付保）をセットしています。
- ・乳幼児の1日あたりの最大利用者人数（1年間のうち利用者が最も多い日の人数）で算出してください。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

12

医療施設特約オプション

〈医師賠償責任保険追加条項〉

☆病院賠償責任保険にセットして、以下の追加条項（オプション）を付けることができます。

☆団体割引 20% が適用されますが、病院賠償責任保険の無事故割引・割増は適用されません。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(a) 医療施設利用者の傷害見舞費用担保追加条項

① 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故(※1)により身体に傷害(※2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

(※1) 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

(※2) 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

(注) 利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中的者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中的者
- ・医療施設に入院中の者

② 保険金をお支払いできない主な場合

- ・利用者（被傷者）の故意または重大な過失
- ・利用者（被傷者）の脳疾患、疾病または心神喪失 など

③ 保険金額と保険料

保険期間1年（団体割引20%適用、一括払）

内 容	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金	1名につき 50万円
入院見舞費用保険金（1名につき）	入院期間が31日以上100日以内のとき 10万円 入院期間が15日以上30日以内のとき 5万円 入院期間が8日以上14日以内のとき 3万円 入院期間が7日以内のとき 2万円
通院見舞費用保険金（1名につき）	通院日数が31日以上100日以内のとき 5万円 通院日数が15日以上30日以内のとき 3万円 通院日数が8日以上14日以内のとき 2万円 通院日数が7日以内のとき 1万円

契約の型	C1型
病院契約	1病床につき 454円
診療所契約	一般診療所（1施設あたり） 1,724円 歯科診療所（1施設あたり） 827円

*病院契約については、一般、療養、精神、結核・その他病床共通保険料です。

*介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

(b) 役職員に対する傷害担保追加条項（同時セット：特定感染症危険担保追加条項）

役職員の就業中の傷害リスク（医療用放射線被曝を含みます。）、特定感染症リスクを補償します。

① 保険金をお支払いする場合

被保険者（注）が業務中（通勤途上を含みます。）に、

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(※)を被った場合に、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）をお支払いします。

(※) 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

○感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症）を発病した場合（※）

(※) 鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型以外の型）、新型鳥インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(注) 被保険者の範囲

- ・医療施設の開設者
- ・医療施設の開設者の使用人その他開設者の業務の補助者で、医療施設の業務に従事するもの

② お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故にもとづく傷害について、1回の手術にかぎります。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因のいかんを問わず)被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

④ 保険金額と保険料

保険期間1年(団体割引20%適用、一括払)

契約の型	D1型	D2型	D3型
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	2,000万円	3,000万円
入院保険金日額	5,000円	7,000円	10,000円
通院保険金日額	2,500円	3,500円	5,000円
特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率の変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

保険料区分	D1型	D2型	D3型
保険料 (1病床につき)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円
	精神病床	8,240円	13,584円
	結核・その他病床	6,920円	11,464円
保険料 (1施設あたり)	一般診療所	111,984円	184,448円
	歯科診療所	70,904円	117,608円

●介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

〈ご注意〉

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(c) 情報メディア担保追加条項

① 保険金をお支払いする場合

- ・偶然な事故により、業務に使用するために、被保険者である病院(診療所、老健施設、介護医療院)の開設者が医療施設内において所有する情報メディアに生じた損害
- ・不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷などの自然現象に起因して、情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合

② 保険の目的 被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア

※情報メディアとは、以下のものをいいます。

- ・イ. 情報機器に直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体
- ・ロ. イ. に規定された記録媒体に記録されている情報

③ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・被保険者の故意、重大な過失による損害
- ・地震、噴火、津波による損害
- ・置忘れ、紛失、不注意による廃棄
- ・空気の乾燥、湿度・温度変化、自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由
- ・コンピューターウイルスによる損害

など

12. 医療施設特約オプション



④ 保険金額と保険料

自己負担額 1 事故 2 万円

保険期間 1 年（団体割引 20% 適用、一括払）

契約の型	E1 型	E2 型	E3 型
保険金額	100 万円	300 万円	500 万円
保険料	4,384 円	13,152 円	21,920 円

※病院・診療所（一般・歯科）
共通保険料です。

（注）保険金をお支払いした後は、保険金額が減額されますので、保険金額の復元が必要な場合は、月割りで保険料を追徴します。

- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

（d）借家人賠償責任担保追加条項（診療所のみ）

① 保険金をお支払いする場合

診療所が借用する建物の戸室（医療施設）について、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する法律上の賠償責任を保険金額の範囲内で補償します。

② ご加入できる方

診療所（一般・歯科）の開設者。

ただし、診療所の開設者が、対象となる診療所がある建物の戸室（一戸建を含みます。）の所有者ではない場合にかぎります。

③ お支払いする保険金

- ・法律上の損害賠償金
- ・争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

④ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・屋根、窓、扉、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任
- ・貸主に引渡した後に発見された借用户室の損壊に起因する賠償責任 など

⑤ 保険金額と保険料

自己負担額 1 事故 1,000 円

保険期間 1 年（団体割引 20% 適用、一括払）

契約の型	B1 型	B2 型	B3 型
保険金額	1,000 万円	3,000 万円	5,000 万円
保険料	3,600 円	5,440 円	8,640 円

※一般診療所・歯科診療所共通
保険料です。

- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

13

お申込みについて

- I 保険期間** 2025 年 4 月 30 日午後 4 時～ 2026 年 4 月 30 日午後 4 時（1 年間）
- II 保険契約者** 保険契約者 一般社団法人全国公私病院連盟
- III 加入できる病院・施設** 全国公私病院連盟の会員および準会員の病院（診療所、老健施設、介護医療院）
- IV 申込方法** 全国公私病院連盟が加入希望の病院（診療所・老健施設・介護医療院）をとりまとめ、一括して保険会社と保険契約を締結します。

- (1) 加入依頼書に必要事項を記入のうえ、加入依頼書提出締切日までに株式会社公私病連共済会宛送付してください。「医療機関用サイバー保険」に加入を希望される全ての施設は、「告知事項等申告書」も一緒に送付してください。

株式会社公私病連共済会

〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7 食品衛生センター 7F
TEL 03-5830-6193

加入依頼書提出締切日…2025年3月19日(水)

- ・加入依頼書の記載内容に間違いがないかご確認ください。（開設者、勤務医師の日医会員区分、病床区分、病床数等）
- ・被保険者（保険の対象となる方）のお名前、住所、業務内容などをご確認ください。
- ・この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。

- (2) 保険料は、保険料着金締切日までに下記口座へお振込みください。（保険料の払込みがないと保険は効力を発しません。）
なお、保険料請求書をご希望の場合は、加入依頼書にその旨の記載をしてください。

振込先…みずほ銀行 青山支店(普) No.2345415
口座名…一般社団法人全国公私病院連盟 (注) ゼンコウホビョウインリョメイ

保険料着金締切日…2025年4月15日(火)

加入手続きが終わりますと、6月中旬頃「加入者カード」を送付します。

- ・加入者カードは大切に保管してください。3 か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、取扱代理店までご連絡ください。
- ・新規加入の場合…新規にご加入される場合は、事前照会が必要です。必ず事前に下記までご連絡ください。

V 中途加入・異動について

保険期間の途中においても、いつからでもご加入いただくことができます。

- (1) 中途加入を希望される場合は、必ず事前に下記までご連絡ください。中途加入依頼書を送付します。この場合の保険料は、保険種目により算出方法が異なりますので、個別にお知らせします。
- (2) 中途加入依頼書を保険始期日の 5 日前までに送付してください。
- (3) 保険料は保険始期日の 5 日前までにお振込みください。
- (4) 中途加入の保険期間は、中途加入日から 2026 年 4 月 30 日の更改日までです。
- (5) 保険期間の途中で病床数、あるいはご契約人数等に変更がある場合には、異動手続きが必要ですので、下記まで速やかにご連絡ください。
- (6) 保険から脱退（解約）される場合は、ご連絡ください。

◆ お問い合わせ先 ◆ 公私病連共済会 TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194

**ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意
いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。**
加入者ご本人以外の被保険者（保険の補償を受けられる方。以下同様とします。）がいいらっしゃる場合には、そ
の方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

〈保険契約に関してのご注意〉

- 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- 賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。
- 賠償責任保険で、お支払いする保険金は以下のとおりです。
 - (1) 法律上の損害賠償金
 - ①身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料
 - ②財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など
 - ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - (2) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前承認が必要です。）
- 被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
- 本保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。本パンフレットに記載している保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者以外に対象となる方（被保険者）がいいらっしゃる場合には、その方にも本パンフレットに記載された内容をお伝えください。

告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
 - 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書、付属書類等の記載事項すべて
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - 加入依頼書の以下の項目
 - ①保険料算出の基礎数字
 - ②業務内容
 - ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
 - ④被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - ⑤過去の保険金支払い状況 など

通知義務（ご契約締結後における注意点）

- 保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
- （注）加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。
- 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - ご契約者の住所などを変更される場合
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険料をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- 重大事由による解除
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

事故発生時の義務

- 万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応をしなかった場合、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉事故の発生日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なしこれを提出し、損保ジャパンの損害を調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
必要となる書類…保険金請求書および保険金請求者が確認できる書類 など
- 損保ジャパンは被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊で、ある場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 医師賠償責任保険では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等に（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- 医療事故調査費用保険では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険契約（医療機関用サイバー保険を除く）の保険適用地域は日本国内となります。（医療機関用サイバー保険契約の保険適用地域は全世界となります。）
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）
（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。
- 2010年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険金をお支払いします。
1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
※保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

＜個人情報取扱いに関する事項＞

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

＜事故時に必要となる書類＞

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公的機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 等

（注1） 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2） 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

**【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110**

〈受付時間〉
平日：午後5時～翌日午前9時
土日・祝日24時間（12月31日1月3日を含みます。）
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また加入の際には、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

〈保育所傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）〉

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に準記名式契約特約（一部付保）、管理下中の傷害危険補償特約など各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人全国公私病院連盟
- 保険期間：2025年4月30日午後4時から1年間となります。 ■申込締切日：2025年3月19日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全国公私病院連盟の会員および準会員（診療所、老健施設）
- 被保険者：会員および準会員（加入された保育所）の従業員等全員（名簿の備付けが必要です。）
- お支払方法：2025年4月15日までに指定口座にお振込みください。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全国公私病院連盟までご送付ください。

ご確認 ください	ご加入対象者		お手続き方法
	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不用です。
		ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
		継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は公私病連共済会までお問い合わせください。
 （注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の公私病連共済会までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 補償の内容（保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合）については、21ページをご覧ください。

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用 語	用語の定義
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoyokikan.html ）

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項になります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 〈告知事項〉この保険における告知事項は次のとおりです。
 ★被保険者の職業または職務
 ★被保険者の人数
 ★他の保険契約等（※）加入の状況
 （※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ＊口頭でお話しまたは資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 ＊告知事項について、事実を記入されなかった場合、または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を求める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）や被保険者数の増減があった場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険料をお支払いできません。
(プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業)
- 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

《被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について》

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。

《重大事由による解除等》

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

《他の身体障害または疾病の影響》

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年4月30日午後4時に始まります。

*保険期間の途中で加入する場合は毎月受付しております。中途加入の場合の補償開始日はその都度ご案内します。

5. 事故が起きた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険料の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高など等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金がお支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
☐ 保険金額
☐ 保険期間
☐ 保険料、保険料払込方法
☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ 被保険者の人数は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 株式会社公私病連共済会（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7 食品衛生センター 7F TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第一課（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5113
- 保険会社との間で問題を解決できない場合
（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
【ナビダイヤル】 0570-022808 〈通話料有料〉
受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合の連絡先
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
【事故サポートセンター】 **0120-727-110**
〈受付時間〉 平日／午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／ 24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●事故対応窓口（事故に関するご連絡等）

損害保険ジャパン株式会社（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

◆病院賠償責任保険・看護職賠償責任保険・医療従事者賠償責任保険・勤務医師賠償責任保険については

本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
新TEL：03 (3349) 5394

【北陸地区（福井県のみ）・近畿地区・中国地区・四国地区】

関西火災新種保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 本町南ガーデンシティ
TEL：06 (4704) 2028

【九州地区】

九州保険金サービス第一部 福岡火災新種保険金サービス課

〒812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17 損保ジャパン博多ビル
TEL：092 (481) 0910

◆上記以外の保険については

本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課

TEL：03 (3349) 5295 (代)

◆平日夜間・土日祝日のご連絡先については

事故サポートセンター

TEL：0120 (727) 110（受付時間：平日午後5時から翌日午前9時まで／土日祝日24時間^{（注）}）

（注）12月31日から1月3日を含みます

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

一般社団法人 **全国公私病院連盟**

〒111-0042 東京都台東区寿 4-15-7 食品衛生センター 7F

取 扱 代 理 店

株 式 会 社 **公私病連共済会**

〒111-0042 東京都台東区寿 4-15-7 食品衛生センター 7F

TEL 03-5830-6193 FAX 03-5830-6194

(受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 03-3349-5113

(受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)